

①入居契約書

「ナーシング なないろ」契約書

利用者
以下「甲」という。）と事業者 株式会社マイセルフ ナーシングなないろ（以下「乙」という。）とは、有料老人ホーム（以下「ホーム」という。）の入居に関して次のとおり契約を結びます。

（目的）

第1条

乙は、老人福祉法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲に対し、ホームにおいて、家庭的な環境のもとで、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居住スペースを提供します。

（契約期間）

第2条 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

2

前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出がない場合には、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後またこれに準じて更新されるものとなります。

（運営規程の概要）

第3条

乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容等）、従業員の勤務の体制等は、別紙 運営規程説明書に記載したとおりです。

（共同生活サービスの内容及びその提供）

第4条 自立、要支援者、要介護者を対象とし、入居者の介護以外の健康管理、食事の提供、生活の援助、レクリエーションやイベントの実施を行う。

2

乙は、甲に対し、甲がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切にサービスを提供します。

3

乙は、甲に対し、乙が定めた事項の記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければなりません。

4

甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族又は身元引受人）は、必要がある場合は、前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障を及ぼすものとはなりません。

5

甲の入居中の通院については、緊急時の場合を除き、その家族又は身元引受人が協力し、通院手段（タクシー等実費負担を含む）を確保するものとし、通院介助についてはその家族又は身元引受人によって行うものとする。

6

入居時、金銭については甲の要請がある場合において、乙が事業所で預かり金として10,000円程度、個別に管理を行うものとし、それ以外の金銭の紛失、トラブルについては乙は一切責任を負わないものとする。

（身体的拘束その他の行動制限）

第5条

乙は、乙又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限しません。

（協力義務）

第6条 甲は、乙が甲のために入居サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

1

心身の健康保持と増進に努めること。

2

他の入居者との親睦をはかり、秩序の保持に努めること。

3

けんか、口論、暴力等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

4

火災予防のため、火気をみだりに使わないこと。

5

はさみ、刃物等の危険物を持ち込まないこと。

6

金品の貸し借りをしないこと。

7

外出や来訪者との面会は、管理者の許可を得ること。

8

事業所の規則に違反し、退居を命ぜられたときは、異議なくただちに退居すること。

①入居契約書

（苦情対応）

第7条

乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した入居サービスについて、甲、甲の後見人、甲の家族又は甲の身元引受人から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2

乙は、甲、甲の後見人、甲の家族又は甲の身元引受人が苦情申し立てを行ったことを理由として、甲に対し不利益な取扱いをすることはできません。

（緊急時の対応）

第8条

乙は、甲に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を行います。

（造作・模様替え等の制限）

第9条

- 1 甲及び甲の代理人が、居室に、造作・模様替えするときは、甲又は甲の代理人は、事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。
また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の現状回復費用は、甲及び甲の代理人の負担とします。
- 2 利用者及び利用者代理人は、事業者の承諾なく居室の鍵を取替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3 利用者及び利用者代理人は、居室以外の造作・模様替え等をしてはなりません。

（費用）

第10条 乙が提供する入居サービスの利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2

乙は、提供する入居サービスのうち、別紙重要事項説明書以外がある場合は特にそのサービス内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。

3

乙は、入居サービスの利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに甲に対し、書面による通知し、承諾の中に行います。

4

乙は、前項に定める料金等の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書にて説明した後、同意書を得ます。（同意書は初約書と同等の効力を担保される）

5

（基本生活費）

居室費	28,000円	一ヶ月分	933円	1日分
食材費	45000円	一ヶ月分	1500円	1日分
共益費	25000円	一ヶ月分	833円	1日分
管理費	12500 円	一ヶ月分		

※別途 冬季暖房代13000円（10月～4月）

上記の金額に関しては自己負担となります。なお、月途中の入居、退去及び契約の終了に関しましては、居室費と食材費のみ日割りにてご請求します。

（居宅サービスの利用）

第12条 甲のための居宅サービスで、甲が指定居宅サービス事業者からサービスを受けるときの費用は、甲が負担します。

（秘密保持）

第13条

乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲、甲の家族又は身元引受人の秘密を漏らしません。

2

乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、甲、甲の家族又は身元引受人の情報を第三者に提供する場合は、甲、甲の家族又は身元引受人に使用目的等を説明し、書面による同意を得ます。

（甲の解除権）

第14条 甲は、30日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

①入居契約書

(乙の解除権)

第15条

乙は、甲及び甲の代理人に対し、次の各号に該当する場合においては、適切な予告期間を置いて、この契約を解除することができます。

ただし、乙は、解除通告をするにあたっては、次の第2号を除き甲及び甲の代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- 1 正当な理由なく、利用料その他自己の支払うべき費用を1か月分滞納したとき。
- 2 伝染性疾患により、他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ、利用者の退居の必要があるとき。
- 3 甲の行動が、他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ、利用者に対する通常の介護方法では、これを防止することができないと事業者が判断したとき
- 4 甲又は甲の代理人が、故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがない場合。

(契約の終了)

第16条 次に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約
- 2 甲が第14条により契約を解除したとき。
- 3 乙が第15条により契約を解除したとき。
- 4 甲に感染性の疾患が認められたとき。
- 5 甲が共同生活住居を離れて1か月を経過したとき、又は1か月以上離れることを予定して入院、又は他
- 6 甲が他の介護保険施設へ入所することとなったとき。
- 7 甲が死亡したとき。

(退去時の援助)

第17条

甲が当ホームを退去するときは、乙は、退去後の甲の生活環境及び介護の継続性に配慮し、甲及び甲の家族に対し必要な援助を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報提供、保健医療サービスまたは福祉サービスに関する情報を提供し、必要に応じて支援を行う。

(清算)

第18条

この契約が終了した場合に、サービスの未給付分について乙がすでに受領している利用料があるときは、乙は甲に対し、相当額を返還します。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第19条

乙は、入居サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の家族または身元引受人に連絡する義務を負います。

- 2 前項において、甲の生命、身体、財産に損害が生じた場合には、速やかに甲の損害を賠償します。ただし、乙に故意・重大な過失がない場合又は、当該事故発生につき甲に過失がある場合は、乙は賠償責任を負いません。

(利用者代理人)

第20条

甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また契約に定める権利の行使と義務の履行を代理人に行わせることができます。

- 2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

①入居契約書

(身元引受人)

第21条

乙は甲に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、甲に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

2 身元引受人は次の責任を負います。

- 一 甲が他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- 二 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
- 三 甲が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引き受けその他必要な措置をとること。

(合意管轄)

第22条

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、旭川地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第23条 この契約に定めのない事項については、老人福祉法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため、本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

利用者甲	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
(選任した場合)	氏名	印

身元引受人	住所	
	氏名	印

連帯保証人	住所	
	氏名	印

事業者乙	所在地	北海道旭川市南5条通21丁目2-142
------	-----	---------------------

事業者(法人)名	株式会社 マイセルフ
----------	------------

施設名	ナーシング なないろ
-----	------------

代表者名	代表取締役 西村達一郎	印
------	-------------	---

以上4ページをもって契約書1式とする。

①入居契約書

個人情報使用及び手続代行同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。又、場合によっては行政手続等の代行を同意します。

1 使用する目的

入居者による外部サービスを利用の場合に実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整の援助、緊急の外来受診等において必要な場合

2 使用する事業者の範囲

区分（支援・サービス）	有料老人ホーム
所在地	北海道旭川市南5条通21丁目2-142
事業者名	株式会社 マイセルフ

3 使用する期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 条件

個人情報の提出は必要最小限とし、提出にあたっては関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払うこと。

個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

令和 年 月 日

株式会社マイセルフ ナーシング なないろ 殿

利用者

住所

氏名

印

立会人

住所

氏名

印